## (趣旨)

1. 札幌医科大学(以下「本学」という。)は、建学の精神の1つに『医学・医療の攻究と地域医療への貢献』を掲げている。

研究データを適切に管理することは優れた研究を行う上で必要不可欠であり、また、研究データは学術や社会の発展に必須の知の基盤の一つである。

そこで、本学は、研究データを適切に管理し、その公開等を通じて利活用を促進することにより、本学の建学の精神を実践し、北海道の医療、保健の発展と福祉の充実に貢献し、人類の文化の進展に寄与することを目的として、研究データポリシーを以下のように定める。

# 〈説明〉

本ポリシーは、札幌医科大学の建学の精神のもとに策定するものであり、オープンアクセスの振興(研究データの共有、研究助成機関からの要求、研究再現性の確保等)にあたり、求められる機関内の研究データ管理体制に関し必要な事項を定めるものである。

# (研究データの定義)

2. 本ポリシーが対象とする研究データは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタル・アナログを問わない。

## 〈説明〉

- (1) 本ポリシーにおける「研究データ」には、以下のものが含まれる。 なお、 研究 データの記録媒体 (デジタル・アナログ) は問わない。
  - ① 研究素材として収集又は生成された一次データ(測定データ、画像情報等)
  - ② 一次データ等を分析、処理して生成された情報(加工データや解析データ等)
  - ③ 上記データの収集や生成の段階で作成された記録(実験ノート、質問票等)に 記載された情報
  - ④ 上記のデータを用いて作成された研究成果 (論文や講演資料等) に記載された 情報
  - ⑤ 研究に用いられた有体物等(試料、標本等)に蓄積されている情報
  - ⑥ その他研究活動に用いることが予定されている情報及び研究活動に用いられた 情報
- (2)「本学における研究活動」とは、本学の資源(施設・設備等)を用いて実施される研究活動をいう。他の大学、民間企業、その他の機関に所属する者が、本学の資源を使用して行う研究活動については、その研究活動において収集・生成される研究データの管理等に関し、契約等に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

## (研究者の定義)

3. 本ポリシーにおける研究者とは、本学の教職員・学生等で、本学における研究に携わる全ての者とする。

## 〈説明〉

本学における研究に携わる全ての者とは、「北海道公立大学法人札幌医科大学における研究活動に関する不正防止プログラム」第2条第1項に定める「教職員等」と同じ範囲である。

## (参考)

- ○北海道公立大学法人札幌医科大学における研究活動に関する不正防止プログラム 第 2 定義
- 1 このプログラムにおいて、「教職員等」とは、本学の教職員、本学の施設・設備を利用して研究に携さわる者及び学生(研究生その他本学において修学する者を含む。)をいう。

# (研究者の権利と責務)

4. 研究者は、法令及び本学の諸規程ならびに倫理的要件等に従って研究データを管理及び保存する権利と責務を有する。

## 〈説明〉

(1)研究データの管理については、前提として、北海道公立大学法人札幌医科大学における研究活動に関する不正防止プログラムに係る研究活動実施要領及び各部局が定める規程等を遵守する必要がある。

#### (参考)

北海道公立大学法人札幌医科大学における研究活動に関する不正防止プログラムに係る 研究活動実施要領

## (研究データの保存)

- 第3 教職員等が発表した研究成果に対する第三者の検証可能性を担保するとともに、研究不正の疑義が生じた場合に、研究活動の正当性を証明するため、研究データは適切な形で保存するものとし、その対象物の類型や範囲、保存期間や管理方法について次のとおりとする。(以下省略)
- (2)研究者は、人を対象とする研究や、個人情報や肖像権に関わる情報、営業秘密を含む企業情報等を含むデータを使用した研究等については、各分野を所管する省庁や学協会で倫理指針等が示されているので、そうしたものも参照しながらデータを取扱う必要がある。

# (研究データの公開)

5. 研究者は、自らが管理する研究データについて、その価値や研究分野の特性を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。

## 〈説明〉

- (1)研究者は、可能な限り学術的意義を有する研究データを社会に公開し、その利活用 の促進に努めるため、自らが管理する研究データについて、法令等の定めの範囲内及 びオープン・アンド・クローズ戦略に反することのない範囲内で、その公開の可否、 条件、方法等について決定する。
- (2) 研究者は、研究データの収集、生成、利用、保存等について、法令、契約、本学が 定める規程等を遵守することが必要である。特に、個人情報、外為法に基づき安全保 障輸出管理の対象となっている技術情報、及び契約等において秘密管理等が要求され ている情報等については、慎重かつ厳格な管理が要求され、それらの破棄について も、適切な態様で行われなければならない。また、共同研究契約や外部資金等におけ る研究契約等において、管理に関する権利と責任の所在が定められている場合には、 当該契約の定めに従って研究データの管理が行われなければならない。

#### (大学としての責務)

6. 本学は、研究データの管理、保存及び利活用を支援する環境を整備するものとする。

#### 〈説明〉

本学が研究者に提供する環境として、以下が考えられる。

- (1)研究データの管理に係る情報の収集及びその提供
- (2) 研究データを管理するためのデジタルプラットフォーム及びストレージ基盤の提供
- (3)研究データを公開するためのリポジトリの提供
- (4) 研究データ利活用のための学内外への周知

# (その他)

7. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

## 〈説明〉

データ管理・公開・利活用のあり方は、社会・経済システムや学術状況の変化により大きな影響を受けるものであり、また近時、関係法令の改正等も頻繁に行われていることから、本ポリシーについては、適時に見直しを図ることが必要であることを明示した。